

練馬区小規模事業者登録要綱

平成 19 年 8 月 20 日

19 練総経第 475 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）が発注する小規模工事（修繕工事等を含む。以下同じ。）、物品購入および委託等に係る契約について、区内の小規模事業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）を対象に受注機会を拡大することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第 2 条 対象となる契約は、小規模工事の請負、物品の買入れおよび委託等に係る契約で、履行の確保が容易な契約とする。

2 前項の契約は、練馬区契約事務規則（昭和 39 年 9 月練馬区規則第 6 号）第 38 条に規定する随意契約によることができる範囲内の契約とする。

(登録できる者)

第 3 条 契約希望者として登録することができる小規模事業者は、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法人事業者または個人事業者で、区内を本店所在地または主たる事務所として登記している者

(2) 個人事業者で練馬区の住民基本台帳に記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する者は、契約希望者として登録することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する破産者で復権を得ない者ならびに成年被後見人、被保佐人および被補助人

(2) 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける練馬区競争入札参加資格者名簿に登録のある者

(3) 登録、免許、許可等（以下「許可等」という。）を営業の要件とする業種については、当該許可等を受けていない者

(4) 国税および地方税の滞納がある者

(5) 次条の規定による登録申請書の提出があった日（以下「登録申請日」という。）時点で確定している決算がない法人事業者および登録申請日の属する年の 1 月 1 日以降に創業した個人事業者

(登録の方法)

第 4 条 登録は、法人事業者または個人事業者が、練馬区小規模事業者登録申請書（第 1 号様式）につぎに掲げる書類の写しを添付し、区長に提出する方法とする。この場合に

において工事および物品の登録業種および登録品目は10件以内とする。

- (1) 登録を申請する者が法人事業者の場合は、登記簿謄本ならびに法人事業税、法人税、消費税および地方消費税の領収書または納税証明書
- (2) 登録を申請する者が個人事業者の場合は、登記簿謄本または住民票の写しならびに住民税、所得税、消費税および地方消費税の領収書または納税証明書
- (3) 登録を希望する業種を履行するために必要な許可等を証する書類
- (4) その他区長が必要と認める書類

(登録名簿への登録)

第5条 区長は、前条の規定に基づく登録の申請があったときは、申請書および添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは、申請書の副本を交付し、小規模事業者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録する。

2 前項の審査の結果、当該申請の登録を承認しないときは、区長は理由を付して申請者に通知(第2号様式)するものとする。

3 登録名簿は、区の各所属に公開するものとする。

(登録名簿の有効期間)

第6条 登録名簿の有効期間は、平成19年10月1日から3年間とし、平成22年以降においても同様の期間とする。

2 前項の登録名簿の有効期間の途中において、新規に登録名簿に登録されたときの有効期間は、登録申請日の属する月の翌月1日から前項の有効期間の期間満了時までとする。

(登録者の取扱い)

第7条 区は、第2条第1項に規定する契約の相手を選定するときは、登録名簿の登録者に対し、積極的に見積り参加の機会を提供するよう努めるものとする。

(変更の届出)

第8条 登録名簿の登録者は、登録申請の内容に変更があったときは、直ちに練馬区小規模事業者登録変更届(第3号様式)を区長に提出するものとする。

(登録の抹消)

第9条 区長は、登録者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 所在地または住所が練馬区外になったとき。
- (2) 申請事項と事実が異なるとき。
- (3) 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける練馬区競争入札参加資格者名簿に登録されることとなったとき。
- (4) 契約の履行に関し、不正または著しく不誠実な行為があったとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 20 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 7 月 9 日 24 練総経第 300 号)

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 5 号および第 1 号様式の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

第2号様式(第5条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

練馬区長

練馬区小規模事業者登録不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区小規模事業者登録申請については、下記の理由で承認しないこととなりましたので、通知します。

記

1 不承認理由

(担当)
練馬区総務部経理用地課契約係

